

成年後見制度の種類と概要

成年後見制度は「精神上の障害により事理弁識能力が不十分・著しく不十分・欠く常況」にある方がご利用する制度です。この精神上の障害とは、認知症・統合失調症・高次脳機能障害等に該当される方とされます。能力の段階に応じて、補佐・補助・後見という類型がありますが、障害の程度がどの類型なのかは、医師の診断によります。後見制度の申立時に医師の診断書を添付し、申立後に家庭裁判所が鑑定をして、類型を審判します。

後見開始の審判(民法第7条)・補佐開始の審判(民法第11条)・補助開始の審判(民法第15条)

		補助開始の審判	補佐開始の審判	後見開始の審判
要件	対象者	精神上の障害により事理を弁識する能力が 不十分 な者	精神上の障害により事理を弁識する能力が 著しく不十分 な者	精神上の障害により事理を弁識する能力を 欠く状況 にある者
	鑑定の可否	原則として診断書等で可	原則として必要	
開始の手続き	申立権者	(民法) 本人、配偶者、四親等以内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、後見人、後見監督人、補佐人、補佐監督人、補助人、補助監督人、検察官 (任意後見契約に関する法律) 任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人 (老人福祉法・知的障害者福祉法・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律) 検察官、市区町村長(ただし福祉の為に特に必要があると認められるとき)		
	本人の同意	必要	不要	不要
期間の名称	本人	被補助者	被補佐人	被後見人
	保護者	補助者	保佐人	後見人
	監督人	補助監督人	補佐監督人	後見監督人
同意見・取消権	付与の対象	申立ての範囲以内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」	民法13条1項各号の所定行為	日常生活に関する行為以外の行為
	付与の手続き	補助開始の審判+同意見付与の審判+ 本人の同意	補佐開始の審判	後見開始の審判
	取消権者	本人・補助人	本人・補佐人	本人・成年後見人
代理権	付与の対象	申立ての範囲以内で家庭裁判所が定める 「特定の法律行為」	申立ての範囲以内で家庭裁判所が定める 「特定の法律行為」	財産に関するすべての法律行為
	付与の手続き	補助開始の審判+代理権付与の審判+ 本人の同意	補佐開始の審判+代理権付与の審判+ 本人の同意	後見開始の審判
	本人の同意	必要	必要	不要
責務	職務	付与された同意見・取消権・代理権の範囲における本人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務		本人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務
	身上配慮義務	本人の心身の状態および生活状況に配慮する義務		

成年後見制度は、判断能力の不十分な程度によって援助の内容を区別し、補助、補佐、後見という3つの類型を設けました。本来であれば援助が必要な内容は千差万別ですが、それぞれを個別に判定していくには限界があるために3つに類型化しています。